主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護入難波督の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条の上告理由に当らない。(本件犯行が詐欺罪の既遂となる旨の原判示は正当である。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三四年三月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七